

# 機構 10 年の取組み

## 1 機構の設立

### (1) 経緯

市町村税と個人県民税の収入未済額の縮減を図るため、「茨城県自主財源充実研究会」において効果的な徴収体制の確立方策について検討したところ、一部事務組合設立の提言がなされた。この提言を受け、平成 12 年 4 月、一部事務組合設立に向け、県と市町村が協力して「広域徴収体制設立準備室」が設置され、一部事務組合の組織や業務内容等についてまとめた。

### (2) 設立

平成 13 年 4 月、全国に先駆け、県が支援し県内全市町村を構成団体とした市町村税の徴収業務を専門的に行う一部事務組合を設立した。

設立当初は、県職員 4 名（OB を含む）、市町村職員 16 名、嘱託員 2 名、臨時職員 2 名の総勢 24 名のスタッフでスタートした。

## 2 設置相次ぐ滞納整理組織

このような茨城の取組みは、その後、他県にも影響を与え、同様の組織が各地に生まれた。一部事務組合としては 16 年 4 月に三重地方税管理回収機構、18 年 4 月に和歌山地方税回収機構、徳島滞納整理機構、愛媛地方税滞納整理機構、広域連合としては 20 年 1 月に静岡地方税滞納整理機構が設立されており、これらの団体とは、毎年徴収確保会議を開催し事例検討や情報交換を行っている。

なお、設立以来多くの自治体が視察に訪れているが、近年は任意組織としての滞納整理機構の立ち上げが多くなっている。

## 3 税務職員の人材育成と研修

### (1) 実践経験による人材育成（ノウハウの市町村への還元）

市町村が派遣している職員は、2 年間の任期となっている。その間、滞納整理の実践経験を積み、市町村に戻って徴収部門のリーダーとして活躍している。

既に機構経験者は 87 名となり、各市町村で活躍している。「人を育て、地元で生かす」という設立当時の目的の一端を垣間見ることができる。

また、機構経験者同志でネットワークをつくり、お互いのスキルアップを図っている。

### (2) 研修の拡充による市町村の徴税力向上

機構業務のもうひとつの柱は、市町村徴収職員の研修であるが、平成 17 年度からは県市町村課と共催し大幅な拡充を図っている。新任者から管理監督者まで全職層を対象に多岐にわたる研修を実施しており、科目については市町村からの要望に応じたタイムリーなものとしている。受講者の感想にも「非常に有意義で、実践に生かしたい」など好評で、研修は市町村の徴収力向上の一役を担っている。

なお、平成 22 年度の受講者数は過去最高の 1,566 名となった。

## 4 注目すべき取組み

### (1) 顧問の活用

機構においては、移管された全ての事案について方針を立て滞納整理することとしている。このことから、滞納整理にあたっては法解釈上の疑問や滞納者への対応など様々な問題が生じる。これらを解決するために、国税 OB、弁護士、警察 OB、裁判所執行官 OB、銀行 OB の顧問を配置し、相談やアドバイスを受ける体制を整え、困難事案について滞納整理を迅速に進めている。相談事項は枚挙にいとまがない。

## (2) 過払金差押えと訴訟

滞納者が消費者金融に利息制限法の上限を超える利息（グレーゾーン金利＝過払金）を支払っていることが判明したため、機構では「過払金」の差押えを実施した。

これにより、滞納者の消費者金融への返済額を少なくするとともに、既に支払った「過払金」を取り戻し滞納者の生活再建を図りながら納税資力を回復させることとした。

平成 19 年から取組みを始め、これまでに 36 件の差押えを実施し、その中に全国初の取立請求事件として訴訟提起したものがある。

また、平成 20 年には過払金対応マニュアルとして「多重債務者等に係る滞納整理モデル」を作成し、差押えする事案、弁護士を紹介し任意整理に誘導する事案等に区分し、返済の中止又は減額による滞納者の生活再建を図ることにより納税に結び付けさせる取組みをあわせて実施している。この取組みは、他の自治体の先例となっている。

## (3) 不動産の公売

機構では、事案移管の選定基準のなかに「不動産公売事案」を掲げており、移管後は不動産公売を視野に入れた滞納整理を積極的に取り組んでいる。

公売の効果は、売却して税に充当することは勿論であるが、もうひとつの効果として、「所有権者が替わることで新たな税が発生しなくなることが期待できる。」というものがある。市町村からは「税への充当が少なくても機構で公売して欲しい。」といった要望があり、平成 13 年度の設立時には 3 件であった公売公告が、平成 18 年度からは 100 件を超えている。

また、平成 17 年度からは期日入札による公売と併せてインターネット公売も実施しており、県外物件の売却や入札者が多く参加できるようになった。

なお、不動産公売は毎月実施しているが、公売当日に多くの市町村職員に参観してもらうことによりノウハウの市町村へのフィードバックにつながっている。

## 5 大きいアナウンス効果

機構に関する新聞報道や公売の市町村広報紙への掲載などにより、「機構に移管されると法に基づく厳正な滞納処分を受ける。」と住民に周知されている。市町村が機構移管前に「この催告で納付しなければ機構に移管します。」という移管予告書を送付するだけで、自主納付や納税相談をするケースが多い。機構における毅然とした組織的対応に、滞納者も敏感に反応していることが伺える。

## 6 機構への評価

設立以来の機構の取組みと実績については、地方税務行政の運営に関し高い評価を受けている。このことは、職員のモチベーションを高めることに大いに役立っている。

### (1) 「感謝状」(平成 14 年 12 月 18 日) 茨城県知事

- 個人県民税の徴収に努力し納税秩序の確立と県財政に寄与した。

### (2) 「全国自治体・善政競争 平成の関ヶ原合戦功名賞」(平成 17 年 2 月 1 日)

社団法人経済同友会

- 新しい発想で全国に先駆けて設立され、税の収入未済額の効率的な縮減、住民の自主納税意識の向上、税務職員の徴収技術の向上においての大きな成果と全国のリーディングケースとして高く評価された。

### (3) 「表彰状」(平成 18 年 10 月 18 日) 総務省自治税務局長

- 全国的にみて先進的な取組み等を行い顕著な功績を上げた。